

札幌SDGs企業登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、持続可能な開発目標の理念を尊重し、事業を通じてSDGsを達成するため、環境・社会・経済の3つの側面を含んだ取組を実践する市内企業等を札幌SDGs登録企業(以下「登録企業」という。)として承認し、その取組の「見える化」及びSDGsの普及を促進するとともに、新たな価値の創造を促し、札幌の特性を生かした持続可能な社会を目指し、SDGsの取組みを原動力とした地方創生を実現するために実施する「札幌SDGs企業登録制度」に関し必要なことを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「SDGs」とは、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標(Sustainable Development Goals)のことをいう。

(登録資格)

第3条 登録企業として承認を受けることができるのは次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 札幌市内(以下「市内」という。)に本社、支店等の事業所を有し、市内において事業を営む者で、次に掲げるもの(以下「企業等」という。)であること。また、登録は企業単位とする。
 - ア 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に規定する会社
 - イ 個人事業主
 - ウ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合
 - エ 信用金庫法(昭和26年法律第238号)第2条に規定する信用金庫
 - オ 保険業法(平成7年法律第105号)第2条第5項に規定する相互会社
 - カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1項に規定する一般社団法人又は一般財団法人
 - キ 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人
 - ク 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
 - ケ その他本号に準じるものとして市長が認める者
- (2) 市税等租税公課の滞納がないこと。
- (3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年2月26日条例第6号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業及びこれらに類似する業種ではないこと。
- (5) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

(登録基準)

第4条 登録に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる登録資格を全て満たしていること。

- (2) 企業等による自社のSDGsの取組に係るものであって、次に掲げる要件のいずれにも該当する目標(以下「SDGs達成目標」という。)を設定すること。
- ア 本制度の趣旨に資するものであること。
 - イ SDGsの17のゴールのいずれかにつながるものであること
 - ウ 定量的・定性的な目標が記載されており、具体的かつ合理的なものであること。
 - エ 事業概要及びSDGs推進企業として目指す姿と矛盾がないこと。
- (3) SDGs達成目標を3つ設定し、環境・社会・経済の各側面において少なくとも1つ重点的な取組が記載されていること。
- (4) 目標達成に向けたSDGsの推進体制が備わっていること。
- (5) 企業等が実践することができるSDGsの取組として、市長が別に定める項目(別記第3号様式)において取組レベルを「基本」としている項目について、そのすべてにチェックされていること。

(登録の申請)

第5条 登録を受けようとするもの(以下「申請企業」という。)は、次に掲げる書類を提出することにより市長に申請しなければならない。ただし、札幌SDGs企業ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)上で登録の申請が行われた場合は、当該行為について、次に掲げる様式等の提出があったものとみなす。

- (1) 札幌SDGs企業登録制度申請書(別記第1号様式)
- (2) SDGs達成に向けた重点的な取組(別記第2号様式)
- (3) 札幌SDGs企業登録制度チェックリスト(別記第3号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(登録の実施)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、第4条各号の全ての要件を満たすと認めるときは、当該申請をした企業等を登録企業とするとともに、札幌SDGs登録企業証明書を交付し、別に定める登録企業ロゴマークの使用を認めるものとする。

- 2 市長は、登録企業に対し、ポータルサイトにおいて、SDGsに関する取組内容を公表するよう促すとともに、登録企業の名称及び札幌SDGs企業登録制度チェックリストをポータルサイトにおいて公表するものとする。

(SDGs達成に向けた取組の報告)

第7条 登録企業は、登録の日から1年を経過した日以後の最初の3月31日までに、第5条第2号に掲げた取組の進捗状況を確認し、ポータルサイトにおいてその内容を、年度ごとに更新することにより、市長に報告するものとする。

- 2 前項によらず、第5条第1号の内容に変更が生じた場合には、随時、市長に報告するものとする。

(登録の変更)

第8条 登録企業は、その所在地又は名称に変更が生じたときは、札幌SDGs企業登録変更申請書(別記第4号様式)を市長へ提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 市長は登録企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第6条第1項に規定する札幌SDGs登録企業証明書及び登録企業ロゴマークの使用を中止させるものとする。

- (1) 札幌SDGs登録企業証明書及び登録企業ロゴマークが不正に使用された場合
- (2) 市内企業としての活動実績がないと判断される場合
- (3) 申請内容に虚偽の申告があると判断される場合
- (4) その他市長が登録の取消が適当と認めた場合

2 市長は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた企業等へ通知するものとする。

(登録の有効期間及び更新)

第10条 登録の有効期間は、登録決定日又は登録更新決定日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

2 市長は登録企業が、別に規定する日までに更新の申請をしないときは、その登録を辞退したものとみなすことができる。

3 登録の更新を受けようとする登録企業は、第5条に規定する書類を市長に提出するものとする。ただし、ポータルサイト上での更新の申請が行われた場合は、当該行為について、提出があったものとみなす。

4 市長は、前項の規定に基づき、登録企業より更新申請があった場合において、当該申請企業が登録企業として適合すると判断したときは、更新を決定し第6条の規定に準じて、申請企業に対し登録を通知する。

(登録の辞退)

第11条 登録企業は、登録の辞退について、市長に申し出ることができる。

2 前項の登録の辞退をしようとする場合は、事前に札幌SDGs登録企業辞退届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 この要綱による登録および登録企業に対する支援は、登録企業の事業について市が第三者に対して推薦、協賛等を行うものではなく、市は損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

2 登録企業の事業活動等により、第三者に対する市の損害賠償債務が生じた場合には、当該登録企業は、当該損害賠償債務を引き受けるものとする。

3 この要綱による登録及び登録企業に対する支援を実施し、又は取り消したことにより登録企業に生じた損害に対し、市は損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

(調査)

第13条 市長は、申請企業が第4条の要件を満たすことを確認するため、必要に応じて申請企業に聴き取り及び現地調査を実施するほか、書類等の提出を求めることができるものとする。

2 市長は、取組状況等の把握及び確認をするため、必要に応じて登録企業に聴き取り及び現地調査を実施するほか、書類等の提出を求めることができるものとする。

(事務の所掌)

第14条 この要綱に関する事務は、経済観光局産業振興部経済企画課において所掌する。

(その他)

第15条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年(2024年)1月9日から施行する。